



宮崎県公報

平成28年12月14日(水曜日)号外 第60号

発行 宮崎県

印刷 宮崎市旭1丁目6番25号
K・Pクリエイションズ株式会社発行定日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 37,200円

目次

条例

○職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

員の採用等に関する条例の一部を改正する条例……(人事課) 1

頁

○議会の議員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例……(人事課) 33

○市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例……(教育庁) 36

本号で公布された条例のあらまし

○職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(条例第54号)

1 改正の理由及び主な内容

人事委員会勧告等を踏まえ、平成28年4月の公民較差に基づく県職員の給与改定等を行うため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日等

この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用することとしました。

○議会の議員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(条例第55号)

1 改正の理由及び主な内容

特別職の国家公務員等に準じて本県特別職に係る平成28年12月期以降の期末手当の改定を行うため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日等

この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行し、平成28年12月1日から適用することとしました。

○市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(条例第56号)

1 改正の理由及び主な内容

人事委員会勧告等を踏まえ、市町村立学校職員の給与改定等を行うため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、一部の規定については、平成28年4月1日から適用することとしました。

条例

職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第54号

職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和29年宮崎県条例第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(初任給調整手当) 第5条の2 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から35年以内、第3号に	(初任給調整手当) 第5条の2 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から35年以内、第3号に

<p>掲げる職に係るものにあっては採用の日から15年以内、第4号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号から第3号までに掲げる職に係るものにあっては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職のうち採用により欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額<u>41万 3,300円</u></p> <p>(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で人事委員会規則で定めるもの 月額<u>5万 500円</u></p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>2・3 [略] (勤勉手当)</p> <p>第8条の4 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア イに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の80</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の 100</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>イ 第3条第5項に規定する職員 当該職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の87.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア イに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の37.5</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の47.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>イ 第3条第5項に規定する職員 当該職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の45</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 [略]</p>	<p>掲げる職に係るものにあっては採用の日から15年以内、第4号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号から第3号までに掲げる職に係るものにあっては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職のうち採用により欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額<u>41万 3,800円</u></p> <p>(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で人事委員会規則で定めるもの 月額<u>5万 600円</u></p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>2・3 [略] (勤勉手当)</p> <p>第8条の4 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア イに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の90</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の 110</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>イ 第3条第5項に規定する職員 当該職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の97.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア イに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の42.5</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の52.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>イ 第3条第5項に規定する職員 当該職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 [略]</p>
--	--

別表第1から別表第5までを次のように改める。

別表第1 行政職給料表(第3条関係)

職員の区分 号 級	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800	407,300	457,600
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400	409,700	460,700
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900	412,200	463,700
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500	414,600	466,700
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500	416,500	469,700
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000	418,800	472,700
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300	420,900	475,700
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800	423,100	478,800
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300	425,100	481,500
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000	427,200	484,600
	11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600	429,300	487,600
	12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300	431,400	490,700
	13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700	433,100	493,400
	14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000	434,900	495,700
	15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200	436,900	498,000
	16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600	438,900	500,300
	17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400	440,800	502,400
	18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400	442,600	503,800
	19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300	444,400	505,300
	20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100	446,100	506,700
	21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000	447,900	507,900
	22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800	449,400	509,300
	23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600	450,800	510,800
	24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500	452,300	512,300
	25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300	453,700	513,400
	26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800	455,000	514,500
	27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300	456,300	515,700
	28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900	457,500	516,900
	29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500	458,500	517,900
	30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800	459,200	518,800
	31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100	460,000	519,700
	32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300	460,700	520,600
	33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500	461,400	521,400
	34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800	462,200	522,300
	35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100	462,900	523,000
	36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300	463,500	523,500
	37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500	464,000	524,200
	38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300	464,600	524,800
	39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100	465,200	525,600
	40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900	465,800	526,200
	41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500	466,300	526,700
	42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200	466,800	
	43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900	467,200	
	44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600	467,500	
	45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400	467,800	
	46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200		
	47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600		
	48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300		

	49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800		
	50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200		
	51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600		
	52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000		
	53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400		
	54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800		
	55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200		
	56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500		
	57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800		
	58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200		
	59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500		
	60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800		
再任用	61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100		
職員以	62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300			
外の職	63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600			
員	64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900			
	65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200			
	66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500			
	67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800			
	68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100			
	69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300			
	70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600			
	71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900			
	72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200			
	73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400			
	74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700			
	75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000			
	76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200			
	77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400			
	78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700			
	79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000			
	80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200			
	81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400			
	82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700			
	83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000			
	84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200			
	85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400			
	86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500				
	87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800				
	88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000				
	89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200				
	90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500				
	91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800				
	92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000				
	93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200				
	94		294,000	341,800	380,700					
	95		294,400	342,300	381,100					
	96		294,800	342,700	381,500					
	97		295,000	342,800	381,800					
	98		295,300	343,300	382,300					
	99		295,700	343,700	382,700					
	100		296,100	344,000	383,100					

	101		296,300	344,300	383,400					
	102		296,600	344,700						
	103		297,000	345,100						
	104		297,300	345,500						
	105		297,500	346,000						
	106		297,800	346,400						
	107		298,200	346,800						
	108		298,500	347,200						
	109		298,700	347,700						
	110		299,100	348,100						
	111		299,500	348,400						
	112		299,800	348,700						
	113		299,900	349,200						
	114		300,200							
	115		300,500							
	116		300,900							
	117		301,100							
	118		301,300							
	119		301,600							
	120		301,900							
	121		302,300							
	122		302,500							
	123		302,800							
	124		303,100							
	125		303,400							
再任用職員		186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000	389,100	440,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第 9 条及び附則第 2 項に規定する職員を除く。

別表第 2 公安職給料表 (第 3 条関係)

職員の区分 号 級	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	164,900	180,600	207,100	247,100	290,800	317,300	345,900	380,700	422,000
	2	166,600	182,400	209,100	248,900	292,800	319,500	348,100	382,900	423,800
	3	168,400	184,200	211,100	250,700	294,900	321,800	350,400	385,000	425,700
	4	170,100	186,000	213,100	252,500	297,200	323,900	352,600	387,100	427,600
	5	171,600	187,900	215,100	254,200	299,000	326,200	354,600	388,900	429,000
	6	173,500	190,200	217,100	256,000	301,200	328,400	356,700	390,900	430,700
	7	175,300	192,500	219,100	257,600	303,300	330,700	358,900	392,700	432,300
	8	177,200	194,800	221,000	259,300	305,500	332,900	361,100	394,500	433,800
	9	178,900	197,000	223,100	260,700	307,500	334,800	363,000	396,300	435,400
	10	180,600	199,600	224,900	262,300	309,700	337,100	365,200	398,300	437,100
	11	182,300	202,100	226,700	263,600	312,000	339,300	367,300	400,300	438,700
	12	184,000	204,600	228,500	264,900	314,100	341,600	369,500	402,400	440,300
	13	185,900	206,900	230,400	266,500	316,200	343,600	371,500	404,100	441,400
	14	188,000	208,700	232,300	267,900	318,500	345,700	373,600	406,200	443,000
	15	190,100	210,500	234,200	269,000	320,700	347,900	375,800	408,200	444,800
	16	192,200	212,300	236,100	270,300	322,900	350,000	377,900	410,300	446,600
	17	194,400	214,200	237,700	271,300	324,800	352,200	379,600	412,000	448,200
	18	196,800	216,100	239,500	272,700	327,100	354,200	381,600	413,700	450,000
	19	199,200	218,000	241,300	274,100	329,200	356,300	383,500	415,400	451,800
	20	201,600	219,800	243,100	275,500	331,500	358,400	385,500	417,000	453,500
	21	204,100	221,500	244,700	276,800	333,500	360,300	387,300	418,700	455,100
	22	205,900	223,300	246,100	278,200	335,500	362,300	389,400	420,300	456,800
	23	207,700	225,100	247,300	279,500	337,600	364,300	391,500	421,700	458,400
	24	209,500	226,900	248,600	281,000	339,600	366,400	393,500	423,200	460,200
	25	211,400	228,600	249,900	282,200	341,600	368,200	395,200	424,500	461,700
	26	213,200	230,300	251,200	284,100	343,700	370,200	397,200	425,900	463,100
	27	215,000	232,000	252,500	286,100	345,700	372,200	399,300	427,400	464,600
	28	216,700	233,700	253,700	288,100	347,700	374,200	401,400	429,000	465,900
	29	218,600	235,100	254,900	290,000	349,700	376,100	402,900	430,300	467,100
	30	220,400	236,900	256,000	292,000	351,800	378,200	404,700	432,000	467,800
	31	222,200	238,700	257,300	293,800	353,800	380,300	406,400	433,700	468,500
	32	224,000	240,500	258,400	295,700	355,900	382,300	408,100	435,300	469,200
	33	225,700	241,900	259,100	297,500	357,500	384,200	409,800	436,700	469,700
	34	227,400	243,400	260,300	299,300	359,500	386,300	411,300	438,400	470,500
	35	229,100	244,700	261,400	301,200	361,400	388,400	412,900	440,100	471,200
	36	230,800	246,100	262,600	303,000	363,500	390,300	414,400	441,700	471,800
	37	232,200	247,400	263,500	304,800	365,400	392,000	415,700	443,100	472,100
	38	234,000	248,700	264,700	306,700	367,500	393,500	417,200	443,800	472,700
	39	235,800	249,900	265,700	308,600	369,500	394,800	418,700	444,500	473,200
	40	237,600	251,100	266,700	310,300	371,500	396,200	420,200	445,200	473,700
	41	239,000	252,300	267,900	312,200	373,500	397,400	421,700	445,600	474,200
	42	240,400	253,500	269,300	314,000	375,600	398,500	423,000	446,200	474,600
	43	241,700	254,600	270,600	315,900	377,700	399,500	424,300	446,900	475,000
	44	242,900	255,700	271,800	317,800	379,700	400,500	425,500	447,500	475,400
	45	244,200	256,600	272,900	319,500	381,400	401,700	426,500	448,300	475,700
	46	245,300	257,700	274,400	321,400	383,100	402,900	427,200	449,000	
	47	246,300	258,800	275,900	323,300	384,700	404,000	428,000	449,500	
	48	247,200	260,000	277,500	325,100	386,400	405,200	428,800	450,000	

	49	248,100	260,900	279,300	326,700	387,800	406,500	429,300	450,500	
	50	249,200	262,100	281,000	328,300	388,800	407,300	429,700	450,800	
	51	250,400	263,100	282,700	329,800	389,800	408,100	430,100	451,100	
	52	251,500	264,200	284,200	331,500	390,800	408,800	430,400	451,500	
	53	252,300	265,400	285,700	333,100	392,100	409,300	430,700	451,900	
	54	253,500	266,400	287,500	334,800	393,200	410,000	431,100	452,100	
	55	254,400	267,800	289,200	336,600	394,300	410,700	431,400	452,400	
	56	255,600	269,000	290,900	338,400	395,500	411,300	431,700	452,600	
	57	256,600	270,000	292,500	339,500	396,800	412,000	432,000	453,000	
	58	257,600	271,600	294,200	341,200	397,600	412,400	432,300	453,200	
	59	258,400	273,000	296,000	342,800	398,400	413,000	432,600	453,400	
	60	259,400	274,600	297,800	344,400	399,100	413,600	432,900	453,600	
	61	260,500	276,200	299,200	346,000	399,600	414,000	433,200	454,000	
	62	261,500	277,800	301,000	347,700	400,300	414,600	433,500		
	63	262,600	279,400	302,800	349,400	401,000	415,100	433,800		
	64	263,500	280,900	304,500	351,100	401,700	415,600	434,100		
再任用職員以外の職員	65	264,600	282,400	306,000	352,700	402,000	416,100	434,400		
	66	265,800	283,800	307,700	354,300	402,700	416,700	434,700		
	67	267,000	285,300	309,200	355,900	403,400	417,100	435,000		
	68	268,300	286,700	310,900	357,500	404,000	417,600	435,300		
	69	269,500	288,300	312,400	358,700	404,400	418,000	435,500		
	70	270,900	289,800	313,800	360,100	404,900	418,300	435,800		
	71	272,300	291,400	315,300	361,400	405,500	418,600	436,100		
	72	273,600	293,000	316,800	362,800	406,000	418,900	436,400		
	73	274,900	294,200	317,700	364,000	406,500	419,200	436,600		
	74	276,300	295,600	319,300	365,200	406,900	419,500	436,900		
	75	277,700	297,100	320,800	366,500	407,400	419,800	437,200		
	76	278,900	298,600	322,500	367,800	407,900	420,100	437,500		
	77	280,100	299,700	324,300	369,100	408,400	420,300	437,700		
	78	281,300	301,200	326,000	370,300	408,900	420,600	438,000		
	79	282,500	302,500	327,600	371,500	409,500	420,900	438,300		
	80	283,600	304,000	329,200	372,700	410,000	421,200	438,600		
	81	284,700	305,400	330,900	373,900	410,400	421,400	438,800		
	82	285,900	306,800	332,600	375,100	411,000	421,700	439,100		
	83	287,200	308,100	334,200	376,200	411,500	422,000	439,400		
	84	288,500	309,500	335,900	377,400	411,700	422,200	439,700		
	85	289,700	310,600	337,300	378,500	412,000	422,400	439,900		
	86	290,900	312,100	338,800	379,100	412,500	422,700			
	87	292,000	313,400	340,300	379,600	412,800	423,000			
	88	293,200	314,900	341,800	380,200	413,100	423,200			
	89	294,300	316,400	343,100	380,800	413,400	423,400			
	90	295,500	317,900	344,300	381,400	413,800	423,700			
	91	296,600	319,300	345,600	382,000	414,200	424,000			
	92	297,800	320,800	346,900	382,600	414,600	424,200			
	93	298,500	322,100	348,300	382,900	414,900	424,400			
	94	299,800	323,400	349,800	383,400	415,300				
	95	300,900	324,800	351,300	384,000	415,700				
	96	302,200	326,100	352,800	384,500	416,100				
	97	303,300	327,300	354,100	384,900	416,400				
	98	304,500	328,600	355,300	385,300	416,800				
	99	305,700	329,900	356,400	385,900	417,200				
	100	306,900	331,200	357,600	386,400	417,600				

	101	308,100	332,600	358,700	386,800	417,900				
	102	309,100	333,500	359,800	387,300					
	103	310,200	334,600	360,900	387,900					
	104	311,200	335,800	362,100	388,400					
	105	312,000	336,900	363,300	388,700					
	106	312,600	338,000	363,800	389,100					
	107	313,200	339,000	364,400	389,600					
	108	313,900	340,100	365,000	389,900					
	109	314,400	341,300	365,600	390,200					
	110	314,900	342,300	366,100	390,700					
	111	315,400	343,300	366,600	391,200					
	112	316,000	344,200	367,100	391,700					
	113	316,800	345,100	367,500	392,000					
	114	317,500	346,000	367,900	392,500					
	115	318,200	347,000	368,500	393,000					
	116	318,900	348,000	369,000	393,500					
	117	319,500	349,000	369,400	393,800					
	118	320,300	349,500	369,900	394,300					
	119	321,000	350,100	370,500	394,800					
	120	321,800	350,700	371,000	395,300					
	121	322,400	351,000	371,100	395,700					
	122	322,700	351,400	371,700	396,200					
	123	323,200	351,900	372,200	396,600					
	124	323,700	352,300	372,600	397,100					
	125	324,000	352,700	373,100	397,500					
	126		353,100	373,600	398,000					
	127		353,600	374,100	398,400					
	128		354,000	374,600	398,900					
	129		354,400	374,900	399,300					
	130		354,800	375,400	399,800					
	131		355,200	375,900	400,200					
	132		355,600	376,400	400,700					
	133		355,800	376,700	401,100					
	134		356,300	377,200						
	135		356,700	377,600						
	136		357,000	378,000						
	137		357,300	378,300						
	138		357,700	378,800						
	139		358,200	379,300						
	140		358,700	379,800						
	141		359,000	380,100						
	142		359,500							
	143		360,000							
	144		360,500							
	145		360,800							
再任用職員		240,700	252,400	256,500	287,800	304,300	318,400	342,000	377,100	408,700

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第3 教育職給料表 (第3条関係)
ア 教育職給料表(一)

職員の区分	職務の級号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	211,700	272,600	320,000	404,100
	2	214,000	275,600	322,900	406,400
	3	216,200	278,400	326,000	408,800
	4	218,400	281,200	329,000	411,300
	5	220,500	284,100	332,200	413,700
	6	222,700	286,600	335,000	416,200
	7	224,900	288,800	337,600	418,600
	8	227,000	291,200	340,300	421,100
	9	229,300	293,900	343,300	422,900
	10	231,700	296,400	346,300	425,400
	11	234,100	298,800	349,400	427,800
	12	236,500	301,400	352,700	430,100
	13	238,800	303,800	355,600	431,700
	14	241,200	305,800	357,700	433,900
	15	243,600	307,900	360,000	436,100
	16	246,000	309,800	362,600	438,400
	17	248,100	312,000	365,100	440,700
	18	251,200	314,200	367,300	443,100
	19	254,300	316,200	369,600	445,400
	20	257,400	318,200	371,700	447,800
	21	260,300	320,300	373,800	449,900
	22	263,300	322,800	375,900	452,200
	23	266,200	325,400	378,000	454,600
	24	269,100	328,200	380,000	456,900
	25	271,900	330,300	381,700	458,900
	26	274,500	332,500	383,500	461,100
	27	277,000	334,700	385,400	463,200
	28	279,700	337,200	387,300	465,400
	29	282,600	339,600	389,200	467,500
	30	285,000	341,800	390,900	469,800
	31	287,200	343,900	392,600	472,000
	32	289,600	345,800	394,300	474,100
	33	292,100	348,000	396,100	476,000
	34	294,300	350,300	397,900	478,100
	35	296,800	352,600	399,500	480,400
	36	299,100	354,800	401,300	482,600
	37	301,600	356,700	402,500	484,700
	38	303,300	358,700	404,100	486,700
	39	305,000	360,800	405,700	488,600
	40	306,700	362,700	407,200	490,500
	41	308,600	364,600	408,400	492,500
	42	309,400	366,500	410,000	494,400
	43	310,300	368,300	411,500	496,100
	44	311,200	370,100	413,100	498,000

	45	312,100	372,100	414,500	499,900
	46	313,200	373,900	416,100	501,700
	47	314,100	375,500	417,500	503,500
	48	315,200	377,300	419,100	505,400
	49	316,200	379,000	420,500	507,100
	50	317,300	380,600	421,800	508,800
	51	318,200	382,400	423,100	510,600
	52	319,100	384,100	424,400	512,500
	53	320,300	385,300	425,100	514,100
	54	321,300	386,800	426,100	515,700
	55	322,400	388,200	427,000	517,400
	56	323,400	389,800	427,900	519,000
	57	324,400	391,200	428,800	520,600
	58	325,500	392,600	429,700	521,900
	59	326,600	393,900	430,600	523,200
	60	327,600	395,400	431,500	524,400
	61	328,600	396,700	432,400	525,600
	62	329,600	398,100	433,300	526,600
	63	330,700	399,600	434,300	527,600
	64	331,800	401,100	435,400	528,600
再任用	65	332,700	402,100	436,300	529,200
職員以	66	333,800	403,200	437,300	530,100
外の職	67	334,600	404,200	438,300	531,000
員	68	335,700	405,300	439,200	531,900
	69	336,500	406,300	440,200	532,800
	70	337,600	407,200	441,200	533,600
	71	338,600	408,000	442,100	534,300
	72	339,700	408,800	443,100	534,800
	73	340,200	409,600	444,100	535,500
	74	341,200	410,500	445,000	536,000
	75	342,200	411,300	445,900	536,800
	76	343,200	412,100	446,900	537,400
	77	344,200	412,800	447,700	537,900
	78	345,200	413,200	448,200	
	79	346,100	413,500	448,900	
	80	347,000	413,800	449,500	
	81	348,000	414,100	450,300	
	82	349,000	414,400	451,000	
	83	350,000	414,600	451,300	
	84	351,000	414,900	451,900	
	85	351,600	415,200	452,300	
	86	352,200	415,500	452,600	
	87	352,800	415,800	452,900	
	88	353,400	416,100	453,200	
	89	354,000	416,300	453,500	
	90	354,400	416,600		
	91	354,800	416,900		
	92	355,300	417,200		

	93	355,800	417,400		
	94	356,200	417,700		
	95	356,700	418,000		
	96	357,200	418,300		
	97	357,800	418,500		
	98	358,300	418,800		
	99	358,700	419,100		
	100	359,200	419,300		
	101	359,600	419,500		
	102	360,100	419,800		
	103	360,400	420,100		
	104	360,900	420,300		
	105	361,400	420,500		
	106	361,800			
	107	362,300			
	108	362,800			
	109	363,200			
	110	363,700			
	111	364,200			
	112	364,600			
	113	365,000			
	114	365,400			
	115	365,900			
	116	366,300			
	117	366,700			
	118	367,100			
	119	367,600			
	120	368,000			
	121	368,300			
	122	368,700			
	123	369,200			
	124	369,500			
	125	369,900			
	126	370,400			
	127	370,900			
	128	371,300			
	129	371,700			
	指定1				706,000
	指定2				761,000
	指定3				818,000
再任用職員		282,000	293,000	314,900	398,900

備考 この表は、大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用し、4級の指定1号給から指定3号給までは、学長のみに適用する。

イ 教育職給料表(二)

職員の区分	職務の級 号 級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	155,200	199,500	260,000	328,200	416,100
	2	156,700	201,200	262,500	330,400	417,900
	3	158,200	202,900	264,800	332,700	419,700
	4	159,700	204,600	267,100	334,800	421,400
	5	161,400	206,400	269,700	337,100	422,900
	6	163,300	208,100	272,100	339,300	424,400
	7	165,100	209,800	274,300	341,600	426,300
	8	166,900	211,400	276,500	343,900	428,200
	9	168,700	213,200	278,800	345,800	430,000
	10	170,800	215,100	281,100	347,900	431,800
	11	172,800	217,000	283,500	350,100	433,700
	12	174,800	218,900	285,700	352,200	435,500
	13	176,800	220,600	288,100	354,300	437,200
	14	179,000	222,600	290,200	356,300	439,100
	15	181,200	224,600	292,100	358,300	440,900
	16	183,400	226,600	294,100	360,300	442,800
	17	185,700	228,500	296,300	362,100	444,500
	18	188,300	231,200	298,800	364,000	446,300
	19	190,800	233,900	301,300	366,000	448,100
	20	193,300	236,600	304,000	368,000	449,900
	21	195,800	239,200	306,300	369,700	451,500
	22	197,500	242,000	308,900	371,600	453,200
	23	199,200	244,600	311,200	373,500	455,100
	24	200,900	247,300	313,900	375,400	456,800
	25	202,400	249,800	316,500	376,800	458,500
	26	204,100	252,300	318,800	378,600	460,100
	27	205,800	254,800	321,200	380,400	461,700
	28	207,400	257,100	323,400	382,300	463,200
	29	208,900	259,800	325,700	384,200	464,700
	30	210,600	262,200	327,700	386,100	466,000
	31	212,300	264,400	329,900	388,000	467,300
	32	214,000	266,600	332,100	390,000	468,600
	33	215,600	268,800	334,100	391,700	469,800
	34	217,400	271,000	336,200	393,400	470,500
	35	219,200	273,200	338,400	395,000	471,200
	36	221,000	275,200	340,500	396,800	471,900
	37	222,600	277,500	342,600	398,000	472,500
	38	224,400	279,500	344,700	399,500	
	39	226,200	281,400	346,900	400,900	
	40	228,000	283,400	349,000	402,300	
	41	229,700	285,200	351,100	404,000	
	42	231,400	287,600	353,200	405,400	
	43	233,000	289,900	355,200	406,700	
	44	234,600	292,400	357,300	408,200	
	45	236,200	294,500	359,200	409,800	
	46	237,600	297,000	361,200	411,100	
	47	238,900	299,300	363,200	412,600	
	48	240,100	302,000	365,200	414,200	

	49	241,600	304,400	366,900	415,900	
	50	243,100	306,800	368,700	417,300	
	51	244,300	309,300	370,600	418,900	
	52	245,800	311,600	372,600	420,400	
	53	247,000	313,900	374,500	422,100	
	54	248,200	316,100	376,300	423,600	
	55	249,600	318,200	378,100	425,200	
	56	250,700	320,400	379,800	426,800	
	57	252,000	322,600	381,300	428,300	
	58	253,100	324,700	382,900	429,800	
	59	254,200	326,900	384,600	431,000	
	60	255,400	328,900	386,300	432,200	
	61	256,700	331,000	387,500	433,400	
	62	258,000	333,100	388,900	434,700	
	63	259,400	335,300	390,300	436,000	
	64	260,600	337,500	391,600	437,200	
	65	261,900	339,400	393,000	438,400	
	66	263,400	341,600	394,200	439,600	
	67	264,900	343,700	395,600	440,800	
	68	266,600	345,900	397,000	442,000	
	69	268,100	347,800	398,300	443,200	
	70	269,500	349,700	399,600	444,400	
	71	270,900	351,800	401,000	445,600	
	72	272,300	353,800	402,300	446,800	
再任用 職員以 外の職 員	73	273,400	355,500	403,600	447,900	
	74	274,800	357,400	405,000	448,500	
	75	276,200	359,200	406,400	449,000	
	76	277,400	361,100	407,700	449,500	
	77	278,800	363,000	408,900	450,000	
	78	280,000	364,700	410,100		
	79	281,200	366,400	411,400		
	80	282,400	368,000	412,800		
	81	283,500	369,500	414,100		
	82	284,700	371,000	415,300		
	83	285,900	372,500	416,300		
	84	287,100	373,900	417,500		
	85	288,300	375,000	418,700		
	86	289,400	376,400	419,900		
	87	290,500	377,800	421,100		
	88	291,700	379,100	422,100		
	89	292,900	380,400	423,200		
	90	294,000	381,700	424,200		
	91	295,200	382,900	425,200		
	92	296,400	384,200	426,200		
	93	297,100	385,500	427,100		
	94	298,100	386,600	427,900		
	95	299,200	387,900	428,700		
	96	300,400	389,100	429,500		
	97	301,400	390,500	430,300		
	98	302,500	391,500	430,700		
	99	303,500	392,600	431,100		
	100	304,600	393,600	431,500		

101	305,500	394,500	431,900
102	306,600	395,500	432,200
103	307,700	396,600	432,500
104	308,700	397,700	432,800
105	309,300	398,400	433,100
106	310,200	399,300	433,400
107	311,000	400,200	433,700
108	311,800	401,100	433,900
109	312,700	401,900	434,100
110	313,100	402,800	434,400
111	313,500	403,600	434,700
112	314,000	404,400	434,900
113	314,600	405,000	435,100
114	315,000	405,700	435,400
115	315,500	406,400	435,700
116	316,000	407,100	435,900
117	316,600	407,700	436,100
118	317,100	408,200	
119	317,500	408,600	
120	318,000	409,000	
121	318,500	409,400	
122	318,900	409,700	
123	319,400	410,000	
124	319,900	410,200	
125	320,500	410,400	
126	320,800	410,700	
127	321,100	411,000	
128	321,400	411,200	
129	321,600	411,400	
130	321,900	411,700	
131	322,200	412,000	
132	322,500	412,200	
133	322,700	412,400	
134	322,900	412,700	
135	323,100	413,000	
136	323,400	413,200	
137	323,700	413,400	
138	323,900	413,700	
139	324,200	414,000	
140	324,500	414,200	
141	324,700	414,400	
142	324,900	414,700	
143	325,200	415,000	
144	325,400	415,200	
145	325,700	415,400	
146	325,900		
147	326,200		
148	326,500		
149	326,700		
150	326,900		
151	327,200		
152	327,500		

	153	327,700				
	154	327,900				
	155	328,200				
	156	328,500				
	157	328,700				
	158	328,900				
	159	329,200				
	160	329,500				
	161	329,700				
	162	329,900				
	163	330,200				
	164	330,500				
	165	330,700				
	166	330,900				
	167	331,200				
	168	331,500				
	169	331,700				
	170	331,900				
	171	332,200				
	172	332,500				
	173	332,700				
再任用職員		233,200	273,500	302,200	330,300	414,400

備考

- 1 この表は、高等学校等に勤務する校長、副校長、教頭、教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が 3 級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に 7,700 円をそれぞれ加算した額とする。

別表第4 研究職給料表 (第3条関係)

職員の区分 号 級	職務の級 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	141,700	191,400	278,000	329,500	387,700
	2	142,800	194,000	280,400	331,700	390,600
	3	144,000	196,400	282,800	333,900	393,300
	4	145,100	198,800	285,200	335,900	396,100
	5	146,200	201,300	287,500	337,800	398,300
	6	147,500	203,600	289,700	339,900	401,000
	7	148,800	205,900	291,700	342,000	403,700
	8	150,100	208,100	293,700	344,000	406,400
	9	151,200	210,200	295,900	345,900	409,000
	10	152,900	212,500	298,500	347,900	411,600
	11	154,500	215,000	301,100	350,000	414,300
	12	156,100	217,300	303,900	352,000	417,100
	13	157,600	219,500	306,100	354,000	419,700
	14	159,500	221,900	308,700	355,900	422,400
	15	161,400	224,300	311,200	357,700	425,200
	16	163,400	226,700	314,000	359,600	427,900
	17	165,200	229,000	316,600	361,500	430,400
	18	167,400	231,800	318,800	363,400	433,000
	19	169,600	234,700	321,000	365,300	435,500
	20	171,700	237,600	323,100	367,300	438,100
	21	173,900	240,100	325,400	368,900	440,600
	22	176,300	242,800	327,400	370,900	443,200
	23	178,600	245,300	329,400	372,700	445,800
	24	180,900	248,000	331,400	374,600	448,300
	25	183,000	250,700	333,500	376,100	450,500
	26	185,200	253,100	335,400	377,800	452,800
	27	187,300	255,400	337,200	379,700	455,300
	28	189,400	257,600	339,100	381,600	457,800
	29	191,500	260,300	341,000	383,400	460,300
	30	193,300	262,500	342,700	385,300	462,800
	31	195,100	264,400	344,200	387,200	465,300
	32	196,800	266,500	345,900	389,100	467,800
	33	198,600	268,400	347,300	390,700	470,100
	34	200,500	270,400	348,700	392,500	472,500
	35	202,400	272,500	350,200	394,100	474,900
	36	204,300	274,400	351,700	395,900	477,400
	37	206,000	276,300	353,000	397,100	479,800
	38	207,900	277,800	354,400	398,600	482,300
	39	209,800	279,000	355,700	400,000	484,700
	40	211,700	280,500	357,100	401,400	487,200
	41	213,600	281,900	357,900	402,800	489,500
	42	215,500	282,900	359,000	404,100	491,700
	43	217,400	283,900	360,200	405,600	493,900
	44	219,300	284,900	361,300	407,200	496,100
	45	221,000	285,600	362,500	408,600	497,800
	46	222,900	286,800	363,700	409,800	499,300
	47	224,700	288,000	365,000	411,400	500,900
	48	226,500	289,200	366,100	413,000	502,400

	49	228,200	290,600	367,200	414,300	504,100
	50	230,000	291,900	368,500	415,700	505,500
	51	231,700	293,000	369,800	417,200	506,900
	52	233,400	294,100	371,100	418,600	508,400
	53	234,900	295,300	371,800	420,000	509,500
	54	236,700	296,500	372,800	421,400	510,700
	55	238,400	297,800	373,700	422,800	511,900
	56	240,000	298,900	374,700	424,200	513,100
	57	241,400	300,000	375,500	425,300	514,000
	58	242,600	301,100	376,300	426,600	515,000
	59	243,600	302,300	377,000	428,000	516,000
	60	244,700	303,500	377,700	429,300	517,000
再任用職員以外の職員	61	245,800	304,400	378,300	430,100	518,100
	62	246,900	305,500	379,000	431,000	519,000
	63	247,800	306,600	379,900	432,000	519,700
	64	248,900	307,700	380,800	432,900	520,400
	65	250,100	308,700	381,400	433,800	521,200
	66	251,200	309,800	382,200	434,600	522,000
	67	252,300	310,800	383,000	435,200	522,800
	68	253,200	311,800	383,800	436,000	523,600
	69	254,100	312,900	384,400	436,400	524,300
	70	255,500	313,900	385,100	437,000	525,100
	71	257,000	315,000	385,800	437,500	525,900
	72	258,400	316,100	386,500	438,000	526,700
	73	259,800	316,800	387,200	438,500	527,400
	74	261,200	317,800	387,800		
	75	262,600	318,900	388,400		
	76	263,700	320,000	389,100		
	77	264,800	321,100	389,800		
	78	266,000	322,100	390,400		
	79	267,300	323,000	391,000		
	80	268,400	323,900	391,600		
	81	269,800	325,000	392,200		
	82	271,100	325,800	392,800		
	83	272,400	326,500	393,400		
	84	273,600	327,300	394,000		
	85	274,700	327,800	394,500		
	86	275,800	328,300	395,000		
	87	277,100	328,800	395,500		
	88	278,300	329,300	396,200		
	89	279,300	329,600	396,600		
	90	280,500	330,100	397,100		
	91	281,600	330,600	397,600		
	92	282,800	331,100	398,300		
	93	283,800	331,400	398,700		
	94	284,800	331,800	399,200		
	95	285,800	332,300	399,700		
	96	286,800	332,800	400,400		
	97	287,300	333,300	400,800		
	98	288,200	333,800	401,300		
	99	288,900	334,300	401,800		
	100	289,800	334,800	402,500		

	101	290,700	335,300	402,900		
	102	291,400	335,800	403,400		
	103	292,100	336,300	403,900		
	104	292,800	336,800	404,600		
	105	293,500	337,300	405,000		
	106	294,000	337,700			
	107	294,500	338,200			
	108	295,000	338,600			
	109	295,200	339,100			
	110	295,600	339,500			
	111	295,900	340,000			
	112	296,200	340,400			
	113	296,500	340,900			
	114	296,800	341,300			
	115	297,100	341,800			
	116	297,400	342,200			
	117	297,700	342,700			
	118	298,100	343,100			
	119	298,400	343,500			
	120	298,800	343,900			
	121	299,100	344,300			
再任用 職員		216,700	257,900	282,700	325,100	383,600

備考 この表は、試験場等に勤務し、試験研究又は調査研究に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第5 医療職給料表 (第3条関係)
ア 医療職給料表(一)

職員の区分	職務の級 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	245,200	330,500	395,500	470,600
	2	247,700	333,500	398,400	472,900
	3	250,200	336,400	401,300	475,100
	4	252,700	339,400	404,100	477,400
	5	255,000	342,100	406,800	479,700
	6	258,800	345,400	409,500	481,900
	7	262,600	348,500	412,300	484,100
	8	266,400	351,600	415,000	486,300
	9	270,000	354,500	417,500	488,300
	10	274,000	357,400	420,200	490,400
	11	278,000	360,500	422,900	492,500
	12	282,000	363,700	425,600	494,600
	13	285,800	366,700	428,000	496,700
	14	289,800	370,300	430,500	498,800
	15	293,700	373,500	432,900	500,900
	16	297,600	377,200	435,400	503,000
	17	301,400	380,800	437,600	505,100
	18	305,000	383,500	440,000	507,100
	19	308,500	386,300	442,400	509,100
	20	312,100	389,000	444,800	511,100
	21	315,700	391,900	446,600	512,900
	22	319,400	394,500	449,000	514,700
	23	322,900	397,100	451,400	516,600
	24	326,400	399,500	453,700	518,500
	25	329,900	401,800	455,800	520,200
	26	332,700	404,100	458,100	522,000
	27	335,300	406,400	460,300	523,800
	28	337,900	408,700	462,600	525,600
	29	340,700	411,000	464,800	527,400
	30	342,800	413,100	467,100	529,200
	31	345,000	415,100	469,400	531,000
	32	347,400	417,200	471,600	532,800
	33	349,700	419,300	473,600	534,400
	34	352,100	421,200	475,700	536,200
	35	354,300	423,200	477,800	537,900
	36	356,800	425,200	479,900	539,700

	37	359,200	427,200	482,000	541,300
	38	361,600	429,200	483,800	542,900
	39	364,000	431,200	485,600	544,300
	40	366,200	433,200	487,400	545,900
	41	368,500	435,100	489,100	547,400
	42	369,900	436,900	490,900	548,800
	43	371,400	438,600	492,700	550,200
	44	372,800	440,400	494,500	551,500
	45	374,300	442,300	496,100	552,700
	46	375,700	444,100	497,800	553,700
	47	377,200	445,900	499,600	554,700
	48	378,700	447,600	501,400	555,700
再任用	49	379,900	449,400	503,000	556,700
職員以	50	380,900	451,100	504,300	557,600
外の職	51	381,900	452,900	505,600	558,500
員	52	382,800	454,700	506,900	559,400
	53	383,800	456,600	508,100	560,200
	54	384,700	457,800	509,400	561,100
	55	385,600	459,000	510,700	562,000
	56	386,500	460,200	512,000	562,900
	57	387,400	461,400	513,000	563,800
	58	388,300	462,400	513,800	564,700
	59	389,100	463,400	514,600	565,600
	60	389,900	464,400	515,400	566,300
	61	390,600	465,200	516,300	567,200
	62	391,100	465,900	517,100	568,100
	63	391,500	466,600	518,000	569,000
	64	392,000	467,300	518,800	569,900
	65	392,300	468,000	519,700	570,800
	66		468,700	520,600	
	67		469,400	521,300	
	68		470,100	522,200	
	69		470,500	523,100	
	70		471,200	523,900	
	71		471,900	524,800	
	72		472,600	525,700	
	73		473,000	526,500	
	74		473,600	527,400	
	75		474,300	528,300	
	76		475,000	529,000	

	77		475,400	529,800	
	78		476,000	530,700	
	79		476,600	531,600	
	80		477,100	532,500	
	81		477,700	533,300	
	82		478,200	534,200	
	83		478,700	535,100	
	84		479,200	536,000	
	85		479,600	536,800	
	86		480,200	537,700	
	87		480,600	538,600	
	88		481,100	539,500	
	89		481,600	540,300	
	90		482,200		
	91		482,800		
	92		483,200		
	93		483,700		
	94		484,300		
	95		484,900		
	96		485,500		
	97		486,000		
再任用職員		295,400	337,800	392,200	465,200

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(二)

職員の区分 号 級	職務の級 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
	1	146,500	184,400	219,800	245,900	278,100	325,500	370,300
	2	147,900	186,000	221,400	247,300	280,100	327,500	373,000
	3	149,300	187,600	223,000	248,500	282,300	329,700	375,600
	4	150,700	189,200	224,600	249,900	284,400	331,900	378,300
	5	151,900	190,700	226,000	251,100	286,600	333,900	380,700
	6	153,700	192,300	227,600	252,300	288,700	336,100	383,400
	7	155,400	193,900	229,100	253,500	290,800	338,200	386,000
	8	157,100	195,400	230,700	254,600	292,900	340,400	388,700
	9	158,800	197,000	232,000	255,900	294,900	342,300	390,800
	10	160,500	198,700	233,500	256,900	297,100	344,400	393,100
	11	162,200	200,300	234,900	257,900	299,200	346,600	395,300
	12	164,000	202,000	236,100	258,900	301,400	348,700	397,500
	13	165,500	203,600	237,800	260,200	303,600	350,300	399,600
	14	167,400	205,200	239,200	261,700	305,500	352,300	401,600
	15	169,400	206,800	240,400	263,300	307,600	354,200	403,600
	16	171,300	208,400	241,800	264,800	309,600	356,200	405,700
	17	173,200	209,900	242,900	266,300	311,700	358,100	407,500
	18	175,100	211,500	244,100	268,100	313,700	360,100	409,500
	19	176,900	213,200	245,300	269,900	315,800	362,100	411,400
	20	178,800	214,900	246,500	271,700	317,900	364,100	413,500
	21	180,700	216,200	247,900	273,500	319,800	365,900	415,300
	22	182,200	217,700	248,900	275,300	321,800	367,900	416,900
	23	183,700	219,100	249,900	277,100	323,700	370,000	418,500
	24	185,200	220,600	251,000	278,800	325,700	372,100	420,000
	25	186,800	222,000	252,200	280,600	327,600	373,500	421,500
	26	188,300	223,400	253,600	282,500	329,500	375,300	422,800
	27	189,800	224,700	255,000	284,400	331,500	377,100	424,100
	28	191,200	226,000	256,500	286,200	333,500	378,800	425,400
	29	192,700	227,400	257,900	288,200	335,000	380,600	426,700
	30	194,000	228,800	259,600	290,000	336,800	382,100	427,900
	31	195,300	230,300	261,300	291,800	338,500	383,700	429,100
	32	196,600	231,700	262,900	293,700	340,300	385,400	430,200
	33	198,000	233,000	264,400	295,400	342,000	386,700	431,400
	34	199,400	234,300	266,200	297,100	343,800	388,000	432,600
	35	200,800	235,300	267,900	298,900	345,700	389,300	433,800
	36	202,200	236,600	269,600	300,700	347,500	390,500	435,000
	37	203,300	238,000	271,100	302,200	349,300	391,600	436,300
	38	204,600	239,300	272,800	303,900	351,000	392,800	437,100
	39	205,900	240,400	274,500	305,500	352,600	393,900	437,500
	40	207,200	241,700	276,100	307,100	354,300	395,000	438,200
	41	208,400	243,000	277,800	308,900	355,500	395,800	438,700
	42	209,600	244,200	279,400	310,600	356,600	396,600	439,100
	43	210,800	245,400	281,100	312,200	357,800	397,400	439,500
	44	212,000	246,500	282,800	313,900	359,000	398,200	439,900
	45	213,200	247,600	284,300	315,000	360,200	398,600	440,300
	46	214,300	249,000	286,000	316,400	361,000	399,200	440,700
	47	215,300	250,500	287,700	317,900	362,200	399,700	441,100
	48	216,400	251,900	289,300	319,500	363,300	400,100	441,400

	49	217,400	253,500	290,700	320,900	364,300	400,500	441,700
	50	218,400	254,900	292,300	322,200	365,300	400,800	442,100
	51	219,300	256,300	293,700	323,400	366,300	401,100	442,400
	52	220,300	257,600	295,300	324,700	367,300	401,400	442,700
	53	220,900	258,700	296,700	325,800	368,100	401,700	443,000
	54	221,800	260,100	298,200	326,800	368,900	402,000	
	55	222,500	261,500	299,600	327,900	369,800	402,300	
	56	223,500	262,800	301,100	328,900	370,700	402,600	
再任用職員以外の職員	57	224,200	263,800	302,300	329,400	371,200	402,900	
	58	225,100	265,100	303,500	330,300	372,000	403,200	
	59	225,800	266,400	304,700	331,100	372,800	403,500	
	60	226,600	267,700	306,100	332,000	373,600	403,900	
	61	227,500	268,600	307,400	332,800	374,000	404,100	
	62	228,300	269,800	308,600	333,100	374,700	404,400	
	63	229,200	271,100	309,900	333,700	375,400	404,700	
	64	230,300	272,400	311,100	334,400	376,100	405,000	
	65	230,900	273,400	312,500	335,000	376,500	405,200	
	66	231,700	274,500	313,300	335,700	377,100		
	67	232,500	275,500	314,100	336,400	377,800		
	68	233,300	276,600	314,900	337,100	378,400		
	69	234,000	277,700	315,500	337,800	378,800		
	70	234,700	278,700	316,200	338,300	379,300		
	71	235,400	279,800	316,900	338,900	379,800		
	72	236,000	280,900	317,500	339,500	380,300		
	73	236,700	281,700	318,200	339,800	380,900		
	74	237,500	282,400	318,400	340,400	381,400		
	75	238,300	282,900	319,000	340,900	382,000		
	76	239,000	283,700	319,600	341,500	382,600		
	77	239,600	284,500	320,200	342,000	383,100		
	78	240,200	285,100	320,700	342,500	383,600		
	79	240,800	285,700	321,200	343,000	384,100		
	80	241,400	286,300	321,700	343,400	384,600		
	81	241,700	287,000	322,300	343,700	384,900		
	82	242,100	287,500	322,800	344,000	385,400		
	83	242,500	287,900	323,200	344,400	385,800		
	84	242,900	288,300	323,700	344,700	386,200		
	85	243,300	288,500	324,200	345,200	386,600		
	86		288,700	324,600	345,500	387,100		
	87		288,900	324,800	345,800	387,500		
	88		289,100	325,200	346,100	387,900		
	89		289,500	325,600	346,500	388,300		
	90		289,700	326,000	346,800	388,800		
	91		289,900	326,400	347,200	389,200		
	92		290,100	326,800	347,500	389,600		
	93		290,500	327,100	347,900	390,000		
	94		290,700	327,300	348,200			
	95		290,900	327,700	348,500			
	96		291,200	328,000	348,800			
	97		291,600	328,200	349,100			
	98		291,900	328,500	349,500			
	99		292,100	328,800	349,900			
	100		292,400	329,100	350,300			

	101		292,700	329,300	350,800			
	102		292,900	329,600	351,200			
	103		293,100	330,000	351,600			
	104		293,400	330,200	352,000			
	105		293,700	330,300	352,500			
	106			330,600				
	107			331,000				
	108			331,200				
	109			331,400				
	110			331,800				
	111			332,200				
	112			332,600				
	113			332,800				
再任用職員		187,900	214,500	242,700	256,100	281,300	322,000	364,200

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(三)

職員の区分 号 級	職務の級 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	160,100	187,600	236,000	258,900	284,100	328,800
	2	161,500	189,700	237,800	259,900	285,900	330,900
	3	163,000	191,800	239,600	260,800	287,700	333,000
	4	164,400	193,800	241,400	261,900	289,600	335,200
	5	165,900	195,900	242,800	262,700	291,400	337,300
	6	167,400	198,200	244,100	263,700	293,200	339,400
	7	168,900	200,500	245,300	264,500	295,100	341,600
	8	170,400	202,800	246,600	265,500	296,900	343,700
	9	171,700	205,200	247,700	266,600	298,800	345,300
	10	173,400	206,600	248,800	267,400	300,700	347,300
	11	175,000	208,000	249,700	268,500	302,500	349,200
	12	176,600	209,400	250,600	269,700	304,400	351,200
	13	178,100	210,800	251,900	271,000	306,100	353,200
	14	180,100	212,300	253,000	272,300	307,700	355,300
	15	182,100	213,800	253,800	273,500	309,500	357,400
	16	184,100	215,000	254,800	275,000	311,300	359,400
	17	186,300	216,400	255,600	276,300	313,100	361,400
	18	188,400	217,900	256,500	277,700	314,700	363,400
	19	190,500	219,400	257,500	278,900	316,400	365,500
	20	192,600	220,900	258,400	280,300	318,100	367,600
	21	194,700	222,300	259,300	281,900	319,600	369,300
	22	196,900	224,000	260,300	283,500	321,100	371,400
	23	199,100	225,700	261,200	285,000	322,700	373,500
	24	201,300	227,400	262,200	286,400	324,200	375,500
	25	203,300	228,800	263,400	287,700	325,800	377,500
	26	204,600	230,500	264,700	289,500	327,200	379,100
	27	205,900	232,200	265,900	291,300	328,700	381,000
	28	207,200	233,900	267,200	293,000	330,300	382,900
	29	208,400	235,500	268,400	294,600	331,600	384,700
	30	209,600	236,900	269,900	296,200	333,100	386,400
	31	210,900	238,200	271,500	297,800	334,500	388,300
	32	212,100	239,300	272,900	299,500	336,000	390,100
	33	213,400	240,600	274,500	300,900	337,600	391,800
	34	214,700	241,700	276,000	302,400	339,100	393,500
	35	216,000	242,600	277,300	304,000	340,700	395,300
	36	217,300	243,700	278,600	305,600	342,200	397,000
	37	218,700	244,800	280,200	307,100	343,900	398,600
	38	220,100	245,900	281,600	308,500	345,500	400,300
	39	221,400	246,800	283,100	310,000	347,000	402,100
	40	222,800	247,900	284,500	311,600	348,600	403,900
	41	223,800	248,600	286,100	313,200	349,800	405,400
	42	225,200	249,500	287,600	314,600	351,300	406,900
	43	226,600	250,400	289,100	316,000	352,800	408,400
	44	228,000	251,300	290,700	317,500	354,200	409,700
	45	229,200	252,100	292,000	318,500	355,800	410,800
	46	230,600	253,100	293,400	319,900	356,800	411,900
	47	231,900	254,000	294,900	321,300	358,300	413,000
	48	233,200	255,000	296,400	322,800	359,600	414,200

49	234,300	256,000	297,700	323,900	361,000	415,500
50	235,400	257,200	299,000	325,300	362,400	416,600
51	236,400	258,400	300,300	326,600	363,700	417,800
52	237,500	259,600	301,700	327,900	365,100	418,900
53	238,600	260,700	303,200	329,300	366,600	420,100
54	239,700	262,200	304,500	330,700	367,800	421,100
55	240,700	263,600	305,900	332,100	368,900	422,200
56	241,700	265,000	307,300	333,400	370,100	423,300
57	242,600	266,600	308,300	334,300	371,200	424,400
58	243,600	268,200	309,500	335,600	372,100	424,900
59	244,300	269,700	310,700	336,800	373,100	425,500
60	245,300	271,200	312,100	338,100	374,100	425,900
61	246,200	272,600	313,200	339,200	374,700	426,500
62	247,200	274,100	314,500	340,100	375,500	427,000
63	248,000	275,600	315,800	341,300	376,300	427,400
64	249,000	276,900	317,000	342,600	377,100	427,900
65	249,900	278,500	318,300	343,700	377,800	428,500
66	250,900	280,000	319,600	344,900	378,500	428,900
67	252,000	281,500	320,900	346,100	379,300	429,200
68	252,900	283,000	322,200	347,200	380,000	429,500
69	253,700	284,100	322,900	348,200	380,600	429,900
70	254,800	285,600	324,000	349,200	381,200	
71	255,900	287,100	325,100	350,300	381,900	
72	257,100	288,500	326,000	351,400	382,500	
73	258,500	289,700	327,300	352,200	383,200	
74	259,800	291,100	328,000	353,300	383,700	
75	261,100	292,400	329,100	354,400	384,300	
76	262,300	293,700	330,300	355,500	384,800	
77	263,300	295,200	331,400	356,200	385,200	
78	264,400	296,500	332,600	357,000	385,800	
79	265,700	297,700	333,700	357,800	386,300	
80	266,900	299,000	334,900	358,500	386,600	
81	268,000	299,700	336,000	359,100	386,900	
82	269,000	300,900	337,100	359,600	387,400	
83	270,100	302,000	338,100	360,200	387,800	
84	271,200	303,200	339,200	360,700	388,100	
再任用 職員以 外の職 員	85	272,000	304,300	340,100	361,300	388,400
	86	272,900	305,500	341,100	361,800	388,900
	87	274,000	306,700	342,000	362,400	389,400
	88	275,100	307,800	343,000	362,900	389,800
	89	276,100	309,100	344,000	363,300	390,100
	90	277,000	310,300	344,800	363,700	390,500
	91	277,900	311,500	345,600	364,300	391,000
	92	278,900	312,700	346,400	364,800	391,400
	93	279,900	313,500	347,000	365,100	391,800
	94	280,900	314,200	347,600	365,600	392,200
	95	281,800	314,900	348,300	366,000	392,700
	96	282,800	315,500	348,900	366,300	393,100
	97	283,600	316,200	349,300	366,900	393,500
	98	284,400	316,500	349,700	367,400	
	99	285,000	317,100	350,200	367,900	
	100	285,900	317,800	350,600	368,400	

101	286,700	318,200	351,100	369,000
102	287,500	318,800	351,500	369,500
103	288,300	319,400	352,000	370,000
104	289,100	320,000	352,400	370,400
105	289,800	320,400	352,700	371,000
106	290,300	320,900	353,200	371,500
107	290,800	321,400	353,600	372,000
108	291,300	321,900	353,900	372,500
109	291,500	322,300	354,400	373,100
110	291,800	322,700	354,900	373,500
111	292,000	323,000	355,400	374,000
112	292,400	323,300	355,900	374,500
113	292,700	323,700	356,400	375,100
114	292,900	324,100	356,900	
115	293,300	324,500	357,400	
116	293,600	324,800	357,800	
117	293,900	325,000	358,200	
118	294,200	325,300	358,600	
119	294,500	325,700	359,100	
120	294,900	325,900	359,600	
121	295,200	326,100	360,000	
122	295,600	326,400	360,500	
123	295,900	326,700	361,000	
124	296,300	327,000	361,500	
125	296,500	327,200	361,800	
126	296,700	327,500		
127	297,000	327,900		
128	297,400	328,100		
129	297,600	328,200		
130	297,900	328,500		
131	298,300	328,900		
132	298,700	329,100		
133	298,900	329,400		
134	299,200	329,800		
135	299,600	330,200		
136	299,900	330,600		
137	300,100	330,900		
138	300,400	331,300		
139	300,800	331,700		
140	301,100	332,100		
141	301,300	332,400		
142	301,700	332,800		
143	302,100	333,100		
144	302,400	333,500		
145	302,500	333,800		
146	302,800	334,200		
147	303,100	334,600		
148	303,500	335,000		
149	303,700	335,300		
150	303,900	335,700		
151	304,200	336,100		
152	304,500	336,500		

	153	304,900	336,800				
	154	305,100					
	155	305,300					
	156	305,600					
	157	305,900					
	158	306,200					
	159	306,500					
	160	306,800					
	161	307,200					
	162	307,500					
	163	307,800					
	164	308,100					
	165	308,500					
	166	308,800					
	167	309,100					
	168	309,400					
	169	309,800					
再任用職員		234,300	254,600	261,800	272,000	288,300	325,400

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(扶養手当) 第5条の3 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。	(扶養手当) 第5条の3 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。 ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員(以下「行9級職員等」という。)に対しては、支給しない。
2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。 (1) [略] (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫 (3)～(5) [略] 3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族については1万3,000円とし、同項第2号から第5号までの扶養親族(次条において「扶養親族たる子、父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者がいる場合にあっては、そのうち1人については1万1,000円)とする。	2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。 (1) [略] (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 (4)～(6) [略] 3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員(以下「行8級職員等」という。)にあっては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき1万円とする。
4 [略] 第5条の4 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいるときは、その旨を含む。)を任命権者に届け出なければならない。 (1) 新たに扶養親族としての要件を具备するに至った者がある場合 (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(前条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。) (3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。) (4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)	4 [略] 第5条の4 新たに職員となった者に扶養親族(行9級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、行9級職員等から行9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。 (1) 新たに扶養親族としての要件を具备するに至った者がある場合(行9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具备するに至った者がある場合を除く。) (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び行9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。) 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族(行9級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。)がある場合においてはその者が職員となった日、行9級職員等から行9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子に該当するものがないときはその職員が行9級職員等以外の職員となった日、職員に扶養親族(行9級職員等にあっては、扶養親族たる子

よる届出に係るもののが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、行9級職員等以外の職員から行9級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行9級職員等となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（行9級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るもの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（行9級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）で第1項の規定による届出に係るもの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある行9級職員等が行9級職員等以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行8級職員等が行8級職員等及び行9級職員等以外の職員となった場合
- (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行9級職員等以外のものが行9級職員等となった場合
- (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行8級職員等及び行9級職員等以外のものが行8級職員等となった場合

(勤勉手当)	(7) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となつた場合
第8条の4 [略]	(勤勉手当)
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額	(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額
ア イに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の90</u> (特定管理職員にあっては、 <u>100分の 110</u>) を乗じて得た額の総額	ア イに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の85</u> (特定管理職員にあっては、 <u>100分の 105</u>) を乗じて得た額の総額
イ 第3条第5項に規定する職員 当該職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の97.5</u> を乗じて得た額の総額	イ 第3条第5項に規定する職員 当該職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の92.5</u> を乗じて得た額の総額
(2) 前項の職員のうち再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額	(2) 前項の職員のうち再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額
ア イに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の42.5</u> (特定管理職員にあっては、 <u>100分の52.5</u>) を乗じて得た額の総額	ア イに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の40</u> (特定管理職員にあっては、 <u>100分の50</u>) を乗じて得た額の総額
イ 第3条第5項に規定する職員 当該職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の50</u> を乗じて得た額の総額	イ 第3条第5項に規定する職員 当該職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の47.5</u> を乗じて得た額の総額
3～5 [略]	3～5 [略]

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年宮崎県条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																
(給与に関する特例)	(給与に関する特例)																
第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。	第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。																
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="266 1509 382 1536">号給</th><th data-bbox="541 1509 641 1536">給料月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="282 1545 298 1567">1</td><td data-bbox="668 1545 768 1567">371,000円</td></tr> <tr> <td data-bbox="282 1576 298 1599">2</td><td data-bbox="668 1576 768 1599">419,000円</td></tr> <tr> <td data-bbox="223 1608 271 1635">[略]</td><td></td></tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	371,000円	2	419,000円	[略]		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="922 1509 1022 1536">号給</th><th data-bbox="1208 1509 1308 1536">給料月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="954 1545 970 1567">1</td><td data-bbox="1335 1545 1435 1567">372,000円</td></tr> <tr> <td data-bbox="954 1576 970 1599">2</td><td data-bbox="1335 1576 1435 1599">420,000円</td></tr> <tr> <td data-bbox="895 1608 943 1635">[略]</td><td></td></tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	372,000円	2	420,000円	[略]	
号給	給料月額																
1	371,000円																
2	419,000円																
[略]																	
号給	給料月額																
1	372,000円																
2	420,000円																
[略]																	
2～6 [略]	2～6 [略]																
(給与条例の適用除外等)	(給与条例の適用除外等)																
第8条 [略]	第8条 [略]																
2 特定任期付職員に対する職員給与条例第5条の6、第7条の2第1項、第8条第2項及び第8条の11第2項の規定並びに市町村立学校職員給与条例第5条の2第1項の規定の適用については、職員給与条例第5条の6中「医療職給料表(一)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(一)の適用を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年宮崎県条例第1号)以下「任期付職員条例」という。)第7条第1項の給料表の適用を受ける職員で医療職給料表(一)の適用を受ける職員に相当する職員として人事委員会が認めるもの」と、職員給与条例第7条の2第1項中「又は第5条第1項の規定に基づく人事委員会規	2 特定任期付職員に対する職員給与条例第5条の6、第7条の2第1項、第8条第2項及び第8条の11第2項の規定並びに市町村立学校職員給与条例第5条の2第1項の規定の適用については、職員給与条例第5条の6中「医療職給料表(一)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(一)の適用を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年宮崎県条例第1号)以下「任期付職員条例」という。)第7条第1項の給料表の適用を受ける職員で医療職給料表(一)の適用を受ける職員に相当する職員として人事委員会が認めるもの」と、職員給与条例第7条の2第1項中「又は第5条第1項の規定に基づく人事委員会規																

則で指定する職を占める職員」とあるのは「、第 5 条第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員又は任期付職員条例第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」と、職員給与条例第 8 条第 2 項中「、6 月に支給する場合においては 100 分の 122.5、12 月に支給する場合においては 100 分の 137.5」とあるのは「100 分の 157.5」と、職員給与条例第 8 条の 11 第 2 項中「第 5 条第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「第 5 条第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員及び任期付職員条例第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」と、市町村立学校職員給与条例第 5 条の 2 第 1 項中「第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 15 年宮崎県条例第 1 号）第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

則で指定する職を占める職員」とあるのは「、第 5 条第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員又は任期付職員条例第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」と、職員給与条例第 8 条第 2 項中「、6 月に支給する場合においては 100 分の 122.5、12 月に支給する場合においては 100 分の 137.5」とあるのは「100 分の 167.5」と、職員給与条例第 8 条の 11 第 2 項中「第 5 条第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「第 5 条第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員及び任期付職員条例第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」と、市町村立学校職員給与条例第 5 条の 2 第 1 項中「第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 15 年宮崎県条例第 1 号）第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

第 4 条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第 8 条　〔略〕</p> <p>2 特定期付職員に対する職員給与条例第 5 条の 6、第 7 条の 2 第 1 項、第 8 条第 2 項及び第 8 条の 11 第 2 項の規定並びに市町村立学校職員給与条例第 5 条の 2 第 1 項の規定の適用については、職員給与条例第 5 条の 6 中「医療職給料表（一）の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表（一）の適用を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 15 年宮崎県条例第 1 号。以下「任期付職員条例」という。）第 7 条第 1 項の給料表の適用を受ける職員で医療職給料表（一）の適用を受ける職員に相当する職員として人事委員会が認めるもの」と、職員給与条例第 7 条の 2 第 1 項中「又は第 5 条第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「、第 5 条第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員又は任期付職員条例第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」と、職員給与条例第 8 条第 2 項中「、6 月に支給する場合においては 100 分の 122.5、12 月に支給する場合においては 100 分の 137.5」とあるのは「<u>100 分の 167.5</u>」と、職員給与条例第 8 条の 11 第 2 項中「第 5 条第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「第 5 条第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員及び任期付職員条例第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」と、市町村立学校職員給与条例第 5 条の 2 第 1 項中「第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 15 年宮崎県条例第 1 号）第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。</p>	<p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第 8 条　〔略〕</p> <p>2 特定期付職員に対する職員給与条例第 5 条の 6、第 7 条の 2 第 1 項、第 8 条第 2 項及び第 8 条の 11 第 2 項の規定並びに市町村立学校職員給与条例第 5 条の 2 第 1 項の規定の適用については、職員給与条例第 5 条の 6 中「医療職給料表（一）の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表（一）の適用を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 15 年宮崎県条例第 1 号。以下「任期付職員条例」という。）第 7 条第 1 項の給料表の適用を受ける職員で医療職給料表（一）の適用を受ける職員に相当する職員として人事委員会が認めるもの」と、職員給与条例第 7 条の 2 第 1 項中「又は第 5 条第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「、第 5 条第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員又は任期付職員条例第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」と、職員給与条例第 8 条第 2 項中「、6 月に支給する場合においては 100 分の 122.5、12 月に支給する場合においては 100 分の 137.5」とあるのは「<u>100 分の 162.5</u>」と、職員給与条例第 8 条の 11 第 2 項中「第 5 条第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「第 5 条第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員及び任期付職員条例第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」と、市町村立学校職員給与条例第 5 条の 2 第 1 項中「第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 15 年宮崎県条例第 1 号）第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。</p>

附 則

（施行期日等）

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条及び第 4 条並びに附則第 5 項及び第 6 項の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 1 条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の職員給与条例」という。）及び第 3 条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。ただし、改正後の職員給与条例第 8 条の 4 及び改正後の任期付職員条例第 8 条の規定は、平成 28 年 12 月 1 日から適用する。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 3 平成28年4月1日(以下「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- (給与の内払)
- 4 改正後の職員給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の職員給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。
- (平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)
- 5 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(以下「第2条改正後の職員給与条例」という。)第5条の3の規定は適用せず、第2条の規定による改正前の職員の給与に関する条例(以下「改正前の職員給与条例」という。)第5条の3の規定はなおその効力を有する。この場合において、改正前の職員給与条例第5条の3第3項中「1万3,000円」とあるのは「1万3,000円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額」と、「6,500円」とあるのは「1万円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額」と、「1万1,000円」とあるのは「1万1,000円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額」とする。
- 6 扶養手当に係る扶養親族の届出、扶養手当の支給の開始及び終了並びに扶養手当の支給額の改定については、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間、第2条改正後の職員給与条例第5条の4の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところによる。
- (人事委員会規則への委任)
- 7 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

議会の議員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第55号

議会の議員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(議会の議員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 議会の議員の給与等に関する条例(昭和31年宮崎県条例第45号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(期末手当)	(期末手当)
第4条 議会の議員の期末手当の額は、職員の給与に関する条例(昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「職員」という。)の例により計算した額とする。ただし、給与条例第8条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の150」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の165」とする。	第4条 議会の議員の期末手当の額は、職員の給与に関する条例(昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「職員」という。)の例により計算した額とする。ただし、給与条例第8条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の150」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の175」とする。
2 [略]	2 [略]

第2条 議会の議員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(期末手当)	(期末手当)
第4条 議会の議員の期末手当の額は、職員の給与に関する条例(昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「職員」という。)の例により計算した額とする。ただし、給与条例第8条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の150」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の175」とする。	第4条 議会の議員の期末手当の額は、職員の給与に関する条例(昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「職員」という。)の例により計算した額とする。ただし、給与条例第8条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の170」とする。
2 [略]	2 [略]

(知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第3条 知事等の給与及び旅費に関する条例(昭和28年宮崎県条例第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(期末手当)	(期末手当)
第4条 知事等の期末手当の額は、職員の給与に関する条例(昭和	第4条 知事等の期末手当の額は、職員の給与に関する条例(昭和

29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。) の適用を受ける職員 (以下「職員」という。) の例により計算した額とする。ただし、給与条例第8条第2項中「100分の 122.5」とあるのは「100分の 150」と、「100分の 137.5」とあるのは「100分の 165」とする。

2 ~ 4 [略]

29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。) の適用を受ける職員 (以下「職員」という。) の例により計算した額とする。ただし、給与条例第8条第2項中「100分の 122.5」とあるのは「100分の 150」と、「100分の 137.5」とあるのは「100分の 175」とする。

2 ~ 4 [略]

第4条 知事等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 知事等の期末手当の額は、職員の給与に関する条例 (昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。) の適用を受ける職員 (以下「職員」という。) の例により計算した額とする。ただし、給与条例第8条第2項中「100分の 122.5」とあるのは「<u>100分の 150</u>」と、「100分の 137.5」とあるのは「<u>100分の 175</u>」とする。</p> <p>2 ~ 4 [略]</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 知事等の期末手当の額は、職員の給与に関する条例 (昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。) の適用を受ける職員 (以下「職員」という。) の例により計算した額とする。ただし、給与条例第8条第2項中「100分の 122.5」とあるのは「<u>100分の 155</u>」と、「100分の 137.5」とあるのは「<u>100分の 170</u>」とする。</p> <p>2 ~ 4 [略]</p>

(常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第5条 常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例 (昭和31年宮崎県条例第36号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 常勤の監査委員の期末手当の額は、一般職の職員の例により計算した額とする。ただし、職員の給与に関する条例 (昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。) 第8条第2項中「100分の 122.5」とあるのは「100分の 150」と、「100分の 137.5」とあるのは「<u>100分の 165</u>」とする。</p> <p>2 ~ 4 [略]</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 常勤の監査委員の期末手当の額は、一般職の職員の例により計算した額とする。ただし、職員の給与に関する条例 (昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。) 第8条第2項中「100分の 122.5」とあるのは「100分の 150」と、「100分の 137.5」とあるのは「<u>100分の 175</u>」とする。</p> <p>2 ~ 4 [略]</p>

第6条 常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 常勤の監査委員の期末手当の額は、一般職の職員の例により計算した額とする。ただし、職員の給与に関する条例 (昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。) 第8条第2項中「100分の 122.5」とあるのは「<u>100分の 150</u>」と、「100分の 137.5」とあるのは「<u>100分の 175</u>」とする。</p> <p>2 ~ 4 [略]</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 常勤の監査委員の期末手当の額は、一般職の職員の例により計算した額とする。ただし、職員の給与に関する条例 (昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。) 第8条第2項中「100分の 122.5」とあるのは「<u>100分の 155</u>」と、「100分の 137.5」とあるのは「<u>100分の 170</u>」とする。</p> <p>2 ~ 4 [略]</p>

(企業局長の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第7条 企業局長の給与及び旅費に関する条例 (昭和41年宮崎県条例第46号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 企業局長の期末手当の額は、職員の給与に関する条例 (昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。) の適用を受ける職員 (以下「職員」という。) の例により計算した額とする。ただし、給与条例第8条第2項中「100分の 122.5」とあるのは「100分の 150」と、「100分の 137.5」とあるのは「<u>100分の 165</u>」とする。</p> <p>2 ~ 4 [略]</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 企業局長の期末手当の額は、職員の給与に関する条例 (昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。) の適用を受ける職員 (以下「職員」という。) の例により計算した額とする。ただし、給与条例第8条第2項中「100分の 122.5」とあるのは「100分の 150」と、「100分の 137.5」とあるのは「<u>100分の 175</u>」とする。</p> <p>2 ~ 4 [略]</p>

第8条 企業局長の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p>	<p>(期末手当)</p>

宮崎県公報

平成28年12月14日(水曜日) 号外 第60号

第4条 企業局長の期末手当の額は、職員の給与に関する条例(昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「職員」という。)の例により計算した額とする。ただし、給与条例第8条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の150」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の175」とする。

2~4 [略]

(教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第9条 教育長の給与等に関する条例(平成12年宮崎県条例第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第4条 教育長の期末手当の額は、一般職の職員の例により計算した額とする。ただし、職員の給与に関する条例(昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。)第8条第2項中「100分の122.5」とあるのは「 <u>100分の150</u> 」と、「100分の137.5」とあるのは「 <u>100分の165</u> 」とする。 2~4 [略]	(期末手当) 第4条 教育長の期末手当の額は、一般職の職員の例により計算した額とする。ただし、職員の給与に関する条例(昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。)第8条第2項中「100分の122.5」とあるのは「 <u>100分の150</u> 」と、「100分の137.5」とあるのは「 <u>100分の175</u> 」とする。 2~4 [略]

第10条 教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第4条 教育長の期末手当の額は、一般職の職員の例により計算した額とする。ただし、職員の給与に関する条例(昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。)第8条第2項中「100分の122.5」とあるのは「 <u>100分の150</u> 」と、「100分の137.5」とあるのは「 <u>100分の175</u> 」とする。 2~4 [略]	(期末手当) 第4条 教育長の期末手当の額は、一般職の職員の例により計算した額とする。ただし、職員の給与に関する条例(昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。)第8条第2項中「100分の122.5」とあるのは「 <u>100分の155</u> 」と、「100分の137.5」とあるのは「 <u>100分の170</u> 」とする。 2~4 [略]

(病院局長の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第11条 病院局長の給与及び旅費に関する条例(平成18年宮崎県条例第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第4条 病院局長の期末手当の額は、職員の給与に関する条例(昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「職員」という。)の例により計算した額とする。ただし、給与条例第8条第2項中「100分の122.5」とあるのは「 <u>100分の150</u> 」と、「100分の137.5」とあるのは「 <u>100分の165</u> 」とする。 2~4 [略]	(期末手当) 第4条 病院局長の期末手当の額は、職員の給与に関する条例(昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「職員」という。)の例により計算した額とする。ただし、給与条例第8条第2項中「100分の122.5」とあるのは「 <u>100分の150</u> 」と、「100分の137.5」とあるのは「 <u>100分の175</u> 」とする。 2~4 [略]

第12条 病院局長の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第4条 病院局長の期末手当の額は、職員の給与に関する条例(昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「職員」という。)の例により計算した額とする。ただし、給与条例第8条第2項中「100分の122.5」とあるのは「 <u>100分の150</u> 」と、「100分の137.5」とあるのは「 <u>100分の175</u> 」とする。 2~4 [略]	(期末手当) 第4条 病院局長の期末手当の額は、職員の給与に関する条例(昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「職員」という。)の例により計算した額とする。ただし、給与条例第8条第2項中「100分の122.5」とあるのは「 <u>100分の155</u> 」と、「100分の137.5」とあるのは「 <u>100分の170</u> 」とする。 2~4 [略]

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条、第10条及び第12条の規定は、平成29年4月1日から

施行する。

2 第1条の規定による改正後の議会の議員の給与等に関する条例(以下「改正後の議会の議員の給与等に関する条例」という。)、第3条の規定による改正後の知事等の給与及び旅費に関する条例(以下「改正後の知事等の給与及び旅費に関する条例」という。)、第5条の規定による改正後の常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例(以下「改正後の常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例」という。)、第7条の規定による改正後の企業局長の給与及び旅費に関する条例(以下「改正後の企業局長の給与及び旅費に関する条例」という。)、第9条の規定による改正後の教育長の給与等に関する条例(以下「改正後の教育長の給与等に関する条例」という。)及び第11条の規定による改正後の病院局長の給与及び旅費に関する条例(以下「改正後の病院局長の給与及び旅費に関する条例」という。)の規定は、平成28年12月1日から適用する。

(給与の内払)

3 第1条の規定による改正前の議会の議員の給与等に関する条例、第3条の規定による改正前の知事等の給与及び旅費に関する条例、第5条の規定による改正前の常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例、第7条の規定による改正前の企業局長の給与及び旅費に関する条例、第9条の規定による改正前の教育長の給与等に関する条例及び第11条の規定による改正前の病院局長の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の議会の議員の給与等に関する条例、改正後の知事等の給与及び旅費に関する条例、改正後の常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例、改正後の企業局長の給与及び旅費に関する条例、改正後の教育長の給与等に関する条例及び改正後の病院局長の給与及び旅費に関する条例の規定による期末手当の内払とみなす。

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第56号

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和32年宮崎県条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(目的及び効力)	(目的)
第1条 [略]	第1条 [略]
2 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第44条に規定する職階制に適合する給料表に関する計画が実施されるまでの間、効力を有するものとする。	

別表第1を次のように改める。

別表第1 教育職給料表(第3条関係)

職員の区分	職務の級 号 級	1 級	2 級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	155,200	171,100	260,000	289,000	405,900
	2	156,700	173,200	262,500	291,600	407,400
	3	158,200	175,300	264,800	294,500	408,900
	4	159,700	177,500	267,100	297,000	410,400
	5	161,400	179,500	269,700	299,500	411,800
	6	163,300	181,700	272,100	301,900	413,200
	7	165,100	183,900	274,300	304,200	414,700
	8	166,900	186,100	276,500	306,600	416,300
	9	168,700	188,400	278,800	309,000	417,700
	10	170,800	191,200	281,100	311,600	419,100
	11	172,800	193,900	283,500	314,300	420,500
	12	174,800	196,600	285,700	317,200	421,800
	13	176,800	199,500	288,100	319,700	423,100
	14	179,000	201,200	290,200	321,700	424,500
	15	181,200	202,900	292,100	323,700	425,900
	16	183,400	204,600	294,100	326,000	427,300
	17	185,700	206,400	296,300	328,200	428,500
	18	188,300	208,100	298,800	330,400	429,800
	19	190,800	209,800	301,300	332,700	431,000
	20	193,300	211,400	304,000	334,800	432,300
	21	195,800	213,200	306,300	337,100	433,400
	22	197,500	215,100	308,900	339,300	434,600
	23	199,200	217,000	311,200	341,600	435,900
	24	200,900	218,900	313,900	343,900	437,200
	25	202,400	220,600	316,500	345,800	438,500
	26	204,000	222,600	318,800	347,600	439,700
	27	205,600	224,600	321,200	349,500	440,700
	28	207,100	226,600	323,400	351,400	441,800
	29	208,800	228,500	325,700	353,200	443,000
	30	210,500	231,200	327,700	355,000	443,800
	31	212,200	233,900	329,900	356,700	444,600
	32	213,900	236,600	332,100	358,600	445,500
	33	215,400	239,200	334,100	360,200	446,400
	34	217,100	242,000	336,200	361,900	446,900
	35	218,800	244,600	338,300	363,600	447,400
	36	220,500	247,300	340,300	365,400	447,900
	37	222,000	249,800	342,300	367,300	448,400
	38	223,700	252,300	344,200	368,800	448,900
	39	225,400	254,800	346,200	370,300	449,400
	40	227,100	257,100	348,100	371,900	449,900
	41	228,700	259,800	349,900	373,100	450,400
	42	230,400	262,200	351,700	374,500	
	43	232,000	264,400	353,500	375,900	
	44	233,600	266,600	355,200	377,400	
	45	235,300	268,800	357,000	378,900	
	46	236,800	271,000	358,700	380,500	
	47	238,200	273,200	360,200	382,100	
	48	239,600	275,200	361,800	383,600	

	49	241,000	277,500	363,100	385,000	
	50	242,400	279,500	364,600	386,500	
	51	243,900	281,400	366,200	388,000	
	52	245,100	283,400	367,800	389,400	
	53	246,200	285,200	369,300	390,600	
	54	247,600	287,600	370,800	391,900	
	55	248,800	289,900	372,300	393,000	
	56	250,000	292,400	373,800	394,100	
	57	251,200	294,500	375,300	395,500	
	58	252,400	297,000	376,700	396,700	
	59	253,500	299,300	378,100	397,900	
	60	254,700	302,000	379,400	399,200	
	61	256,100	304,400	380,300	400,400	
	62	257,300	306,800	381,500	401,400	
	63	258,500	309,300	382,700	402,800	
	64	259,400	311,600	383,800	404,100	
	65	260,400	313,900	384,700	405,300	
	66	261,800	316,100	385,900	406,400	
	67	263,200	318,200	386,900	407,600	
	68	264,700	320,400	388,000	408,700	
	69	266,300	322,600	389,200	409,700	
	70	267,800	324,700	390,200	410,900	
	71	269,300	326,900	391,300	412,100	
	72	270,700	328,900	392,500	413,300	
再任用 職員以 外の職 員	73	271,800	331,000	393,500	413,900	
	74	273,000	333,100	394,600	414,700	
	75	274,300	335,300	395,700	415,400	
	76	275,500	337,500	396,800	415,900	
	77	276,900	339,300	397,700	416,200	
	78	278,000	341,200	398,600	416,600	
	79	279,200	343,100	399,600	417,000	
	80	280,400	344,900	400,600	417,400	
	81	281,600	346,700	401,400	417,700	
	82	282,500	348,500	402,200	418,100	
	83	283,700	350,100	402,900	418,500	
	84	284,900	351,900	403,700	418,800	
	85	285,900	353,200	404,400	419,100	
	86	286,800	354,800	405,200	419,500	
	87	287,700	356,300	405,900	419,900	
	88	288,700	357,800	406,600	420,200	
	89	289,800	359,200	407,200	420,500	
	90	290,700	360,500	407,900	420,800	
	91	291,600	361,900	408,400	421,100	
	92	292,500	363,300	409,100	421,300	
	93	292,900	364,800	409,500	421,500	
	94	293,600	366,100	409,900		
	95	294,300	367,400	410,200		
	96	295,100	368,600	410,500		
	97	295,900	369,600	410,800		
	98	296,700	370,600	411,100		
	99	297,500	371,600	411,400		
	100	298,200	372,600	411,600		

101	299,100	373,500	411,800
102	299,600	374,500	412,100
103	300,100	375,500	412,400
104	300,600	376,500	412,600
105	300,800	377,300	412,800
106	301,200	378,200	413,100
107	301,500	379,100	413,400
108	301,700	380,100	413,600
109	301,900	380,900	413,800
110	302,100	381,900	414,100
111	302,400	382,900	414,400
112	302,700	383,900	414,600
113	302,900	384,500	414,800
114	303,100	385,400	415,100
115	303,300	386,300	415,400
116	303,600	387,200	415,600
117	303,900	388,000	415,800
118	304,200	388,700	
119	304,500	389,500	
120	304,800	390,300	
121	304,900	390,900	
122	305,100	391,700	
123	305,400	392,400	
124	305,700	393,100	
125	305,900	393,700	
126		394,400	
127		394,900	
128		395,500	
129		396,200	
130		396,800	
131		397,300	
132		397,800	
133		398,100	
134		398,400	
135		398,700	
136		399,000	
137		399,300	
138		399,600	
139		399,900	
140		400,200	
141		400,500	
142		400,800	
143		401,100	
144		401,400	
145		401,600	
146		401,900	
147		402,200	
148		402,400	
149		402,600	
150		402,900	
151		403,200	
152		403,400	

	153		403,600			
	154		403,900			
	155		404,200			
	156		404,400			
	157		404,600			
再任用職員		224,400	270,300	297,300	323,600	404,400

備考

- 1 この表は、小学校、中学校又は義務教育学校に勤務する校長、副校長、教頭、教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が 3 級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に 7,500 円をそれぞれ加算した額とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の市町村立学校職員の給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1の規定は、平成28年4月1日から適用する。
(切替日前の異動者の号給の調整)
- 2 平成28年4月1日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準じる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(給与の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の市町村立学校職員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
(人事委員会規則への委任)
- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

